

一般社団法人日本小児口腔外科学会
第26回 暫定措置時指導医の申請について

日本小児口腔外科学会は認定医制度発足にしたい（平成21年11月22日総会承認）、第26回暫定措置時指導医の申請を下記のごとく実施いたします。

I. 指導医の申請資格

- 1 暫定期間における指導医の資格を申請する者は、次の各号に掲げる資格のいずれかを要する。
 - 1) 大学附属病院、特定機能病院、総合病院などで小児口腔外科に関連する診療を担当する診療科または診療部門の長である者、あるいはそれに準ずる者（准教授、副部長など）
 - 2) 本学会の役員である者
 - 3) 日本歯科医学会の専門および認定分科会の指導医、専門医または認定医を持つ者
 - 4) 1)～3)以外で認定医委員会が理事会に推薦し、理事会が認定した者
- 2 指導医の資格を申請する者は、前項の資格に加え、次の各号すべてをみたしていなければならない。
 - 1) 現在、小児口腔外科に関連する診療に指導的立場で従事している者
 - 2) 本制度の認定医の研修指導ならびに育成を担当しようとする者
 - 3) 本学会に5年以上の通算在籍期間がある者
 - 4) 別に定める診療実績を有する者
- 3 前項2の規定にかかわらず、認定医委員会が認める者は、指導医の認定を申請することができる。

II. 指導医の申請方法（申請用紙につきましては学会HPに掲載されていますので、コピーしてご使用ください。）

- 1 指導医申請者は、次の各号に定める申請書類に認定審査料を添えて、認定医委員会に提出しなければならない。
 - 1) 指導医認定申請書（様式11）
 - 2) 履歴書（様式2）
 - 3) 歯科医師免許証または医師免許証（写）
 - 4) 在籍（職）証明書（様式15）
 - 5) 本学会5年間継続会員証明書（様式4）
 - 6) 診療実績報告書（様式6-1、様式6-2）
 - 7) 小論文（様式12）
- 2 認定医委員会は、必要に応じてその他の資料などの提出を求めることができる。

III. 指導医の認定（審査ならびに認定）

- 1 指導医の審査は、申請書類などで行うものとする。
- 2 指導医申請者については、認定医委員会が指導医としての適否を判定し、理事会に答申して承認を得るものとする。
- 3 理事会にて承認された結果は、総会に報告する。
- 4 この規則に定めるものの他、指導医の資格審査ならびに認定方法などについては別に定める。

IV. 申請料・登録料

申請料は1万円とし、登録料は3万円とする。（登録料の払込については合格者に連絡いたします。また、審査にて不合格でも申請料は返金いたしません。）

審査料は申請者本人名義で下記口座へお振り込みください。

銀行名：三井住友銀行 新宿西口支店

口座名：日本小児口腔外科学会 代表 千葉博茂

口座番号：普通預金 NO. 8755995

V. 申請締切：2025年9月30日（当日消印有効）

VI. 申請書類郵送先：（一社）日本小児口腔外科学会事務局

〒115-0055 東京都北区赤羽西6-31-5（株）学術社 内

TEL：03-5924-1233 FAX：03-5924-4388